

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金を受給するためには、手続きが必要になります。

☆ 給付金支給額 1世帯あたり10万円

☆ 給付金支給時期 2月末以降予定

☆ 支給対象及び申請方法



① 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

I 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

町から確認書が届きますので、次の項目を確認して福祉課社会福祉係へご提出ください。(郵送可)

※ 一部申請が必要な場合があります

【確認事項】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

II 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

令和3年度の住民税課税情報を町が転入前市区町村へ照会を行い、対象となる世帯であることを確認できた後、確認書が届きますので、お待ちください。

対象となると思われる世帯で確認書が届かない場合は、福祉課社会福祉係までお問い合わせください。

I・IIの確認書提出期限：発行日から3カ月以内

② 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉課社会福祉係へご提出ください。(郵送可)

申請期間：2月14日(月)～9月30日(金)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、福祉課社会福祉係にお問い合わせください。)

ご注意!!

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、福祉課社会福祉係や羽幌警察署(☎62-1110)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

⇒お問合せ先 福祉課社会福祉係 ☎68-7004 (課直通)